

No. 該当条項・ページ	意見	対応
1 約款 第1条、第8条、 第13条、第19 条、第24条、第 27条、第29条、 第33条、第34 条、第35条、第 36条、第37条	利用の手引き「2 監理業務の契約図書(2) 請負契約との相違点(9ページ目)」では、本契約約款は、「仕事の完成を約する」請負契約とは異なり、民法の典型契約としては、準委任契約に相当するものであるとの位置付けということですが、準委任契約の場合の受託者への支払いは、仕事の完成に対するものではなく、事務処理の労務に対するものであるため、事務処理が一定の成果を収めない場合でも労務を提供すれば支払う必要があるのではないかと思います。受託者が契約期限までに終了した労務に対し対価を支払うということであれば、 ① 契約約款第1条、第8条、第13条、第19条、第24条、第27条、第29条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条は、業務の完了ではなく業務の終了が適切ではないでしょうか。 ② 業務が完了しない場合は、期限の延長又は期限到来で業務が終了となり、第34条の履行延滞は有り得ないのではないのでしょうか。	以下の理由で原案どおりとします。 監理業務受託者が実施した業務は、契約で定めた業務内容に合致している必要があり、 ① 履行義務が果たされた場合を業務の「完了」としている。 ② 契約上の期限内に契約で定めた業務が実施されていない場合に履行遅滞が発生する。
2 約款 第20条第2項	監理業務受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求するのはどのような場合なのか？具体的な場合が想定できない。	例えば、契約監理の対象である工事の検査で一部不合格となり修補が必要となった場合、監督・検査業務を修補完了・検査合格まで履行期間を延期せず、履行期間を過ぎた後は行政機関が直営で業務を行う場合などが考えられます。
3 約款 第29条	第29条(既済部分払い)の条項で「〇回(若しくは年〇回)」とありますが、委託者の資金計画等も有り「〇ヶ月に1回に限り」等、期限を付けて頂いたほうが運用しやすいような気がします。	原案どおりとします。 部分払いの請求を履行期間中の回数で制限することは、公共工事標準請負契約約款、公共土木設計等業務標準委託契約約款と同様です。
4 約款 第33条	第33条(債務不履行に対する監理業務受託者の責任)第3項の損害賠償の請求は業務完了した日から2年又は10年とありますが、準委任契約の場合は善管注意義務違反のみの請求となるため(10年)のみでもよいのではないのでしょうか。(請負の場合は、かし担保請求期間として、2年(無過失)又は10年(重過失)となっていると認識しています。)	準委任契約においては請求の存続期間は原則10年(民法第167条)ですが、監理業務と類似の建築工事監理業務委託においては、施工者の責任期間を2年としたものに合わせて請求の存続期間を2年に短縮しています。本約款では建築工事監理等業務委託契約書(国土交通省)の規定と同様に、債務不履行の場合の履行の請求、損害賠償の請求ができる期限を2年、10年(故意、重大な過失)としています。なお、この年数については公共工事標準請負契約約款、公共土木設計等業務標準委託契約約款と同様に任意に設定できるように、それぞれ〇年とし、具体的な年数は注書で例示するように修正しました。
5 約款 第42条第4項	注で調停人を協議に参加させないことを委託者が選択できることになっているが、本来、委託者と受託者が協議して決めるべき事項だと思われる。(公共工事標準請負契約約款の「あっせん又は調停」でも同様の注が記載されているが)	原案どおりとします。 調停人を協議に参加させない場合の注書は、公共工事標準請負契約約款、公共土木設計等業務標準委託契約約款と同様です。
6 利用の手引き 2(2) p9 1～3行	本契約約款は、「仕事の完成を約する」請負契約とは異なり、民法の典型契約としては、準委任契約に相当するものであるとの位置付けということですが、現在、国土交通省地方整備局等で契約している「発注者支援業務」と、契約上また業務遂行上、どのような違いがあるのでしょうか。	発注者支援業務では、調査職員・監督職員・検査職員の権限を行使するのは行政機関の職員であり、受託者が行うのはその補助業務にとどまっています。 監理業務では、契約図書に記載された範囲で調査職員・監督職員・検査職員の権限を受託者が行使できることとしています。 国土交通省の発注者支援業務等委託契約書の第1条第2項は、「受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。)を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。」とされており、「成果物」を求めるとなっています。 監理業務では「成果物」を求めないこととしており、民法の典型契約では準委任契約に相当します。具体的な成果物の完成をを求める業務を行わせる場合の扱いについては利用の手引きの2.(2)に記載しています。
7 利用の手引き 2.(5) p10 29行	「主任技術者」についての説明が必要では？主任技術者は共通仕様書(案)・契約約款(案)のいずれにも説明がない。	意見を考慮して修正します。 「監督と検査の主任技術者をそれぞれ置きを、「監督と検査を担当する技術者をそれぞれ置き」に修正しました。
8 利用の手引き 3.(2) p13 2～5行	「十分な体制」についてももう少し具体的な説明が必要では？次の(3)の最後の文章(23～25行)がその具体例を示しているのか？	原案どおりとします。 委託者・発注者として行使すべき権限は、「1. 監理業務とは」の解説の第3パラグラフ、「4. 業務者の責任と権限」の解説の(2)役割と権限に詳述しています。 (3)の最後の文章は、調査職員、監督職員の構成について言及しており、委託者・発注者だけが行使できる権限について記述したものではありません。
9 利用の手引き 記載例-4 p33 表-C	「一」についての注を示したほうがわかりやすいのでは？	意見を考慮して修正します。 表-Cの下に、(※ 一: 指示、請求、承諾等の指示等がないもの)という注を記載しました。
10 利用の手引き 7.Q6 p39 7～9行	インセンティブフィーについては必要な場合に特記仕様書に記載すればよいと書かれていますが、原則は提案は評価されるものとし、フィーが払われる場合を共通仕様書あるいは特記仕様書に記載するようにしたほうが良いと思う。	原案どおりとします。 Q&AのA6に示したとおりです。